

2003年3月3日

東京都墨田区押上一丁目1番2号

東京武蔵野鉄道株式会社

代表取締役社長 根津 嘉澄 様

鉄道事業本部営業部旅客サービス課長

綾部 光明 様

同 倉持 英一 様

同 倉持 英一 様

東京都足立区

半澤 一宣

貴社車両の乗務員室部分の貫通路の欠陥構造
とこれに関連する諸問題についての再質問状

先月28日付第1205535422
0号書留内容証明郵便を差し出した帰宅後
に、貴社からの第1205535409
1号書留内容証明郵便による回答書（以下
「今回の回答書」と記します）が到着致しま
した。文書送付が行き違いとなつてしま
した失礼をまずお詫び申し上げます。
しかしながら、今回の回答書によつてもな
お理解に苦しむ疑問点がございましたため、本
状を送付することに致しました。

1. 3000系以外の車両を含めた、乗務

員室部分の貫通路での迷惑行為等の防止義

務にかかわる疑問

この貫通路の欠陥構造を悪用する行為とし

ては、喫煙等の迷惑行為のほかテロ工作（例

えば連結部の渡り板の下に時限爆弾やサリン

などの毒物を仕掛ける等）なども想定できま

す。喫煙であれば煙が客室にもれてきて容易

に察知できません。これらは短時間で実行可能と見

られるため、仕切扉と遮光幕により一瞬でも

客室から死角となる空間を作ることが可能な

構造の車両は一日も早くなくすべきです。

そしてこの問題は、仕切扉の施錠が可能で

迷惑行為等の実行がより容易という意味で、

3000系より深刻なはず以外の8000系等

の方が、より深刻なはず以外の8000系等

の加えて、今回の回答書の56/58行めに

「貫通路部での喫煙行為・扉を施錠する行為

・遮光幕を下げる掲示行為等の迷惑行為に対し、

禁止である旨の掲示を實施する予定」と記さ

れていますが、欠陥構造の放置という問題の

本質から外れた、このような小手先だけの対

策は、後述する「マナーの呼びかけ」と共通

する問題を抱えており、問題解決を遅らせ

終日全列車全区間10両編成で運転されると
考えられることから(営団と東急は10両固
定編成車両しか保有していないため)、貴社
受け持ちの直通列車として平日昼間帯でも7
〜8本程度の10両編成列車が稼動すること
になると思われ、保有車両数(1400両)に
今月19日現在の保有車両数(1400両)に
照らして稼働率を求めると約50〜57パー
セントとなり、数字としては他の首都圏各線
区のそれに劣る数字とは思われません。
車両の定期検査を実施する西新井工場への入
場のための着発線の有効長不足(西新井駅下
り副1番線が8両分の長さしかない)以外に
は見当たりません。しかし年に数回のことで
すから、同駅の信号を改良して10両固定編
成車両の入場時に限り大師線列車の一部を時
刻変更し、大師線本線にはみ出す形で列車の
換を行うこととすれば、解決可能と考えられま
す。製作費が高価な先頭車両の製作数を抑制
できるのでは、信号改良工事の経費の回収は難
しくないと思われ、起因する暴力行為の再
3. 迷惑行為やこれに起因する暴力行為の再
発防止策について、いかに掲げずにいること
について、疑問だけしか掲げずにいること

1999年10月18日付第1205
る、貴社鉄道線利用中に私が受けた2回目の
暴力被害についての一連の抗議に対しての回
答と同様、今回の回答でも貴社はこれらの
再発防止策として「マナーの呼びかけ」以
外の対策を示していません。今回の回答書
5658行めに記された対応方や、同じく
60652行めに記された「扉の施錠や遮光
幕の禁止事項として掲出」していること
で、利用者のモラルを前提として、この
「マナーの呼びかけ」と本質的には同じ策
で、マナーの呼びかけ「これは裏返せば「今
マナーの呼びかけ「これは裏返せば「今
為等の再発防止は可能である」と主張してい
るのと実質的に同じことになり、ます。
マナーの呼びかけ「の「み」を再発防止策とし
掲げています。利用者への「マナーの呼びか
から、貴社は「利用強化して「マナーの呼
「を、それ以上強化して「マナーの呼
でしよう。喫煙は、今日、禁煙であるはずの
構内での喫煙は、今日、禁煙であるはずの
なつても迷惑行為の再発防止は可能「呼びか
だけでも迷惑行為の再発防止は可能「呼びか

貴社の主張には、事実との間に明白な矛盾が存在していません。すなわち、貴社は合理性がない不当な主張を、その矛盾点について説明責任を果たすことなく一方的に私に押しつけ、これにより迷惑行為や暴力行為の再発防止を怠るといふ不作為を強引に正当化するという不法行為を行ったことになりません。貴社東上線川越駅ホーム上で迷惑喫煙に抗議した男性が報復の暴力行為により負傷した事件が発生していた事実を、私はこの被害者の訴えを受けた団体の資料により確認しており、すなわち、私の被害を含めるとこれまで少なくとも3回は、貴社の管理施設内で迷惑喫煙に起因する暴力事件が発生し、同時に結果として貴社は1999年の私の2回めの暴力被害の再発の未然防止を怠ったことに貴社が公表した旨の報道を私は知りません。これは貴社の鉄道施設内で迷惑喫煙者の暴力行為が多発している、言い換えれば迷惑喫煙者を取り締まるべき治安回復義務を尽くしていない実態を隠すべき治安回復義務を逃れるため、それらの事件や被害を闇に葬り去ろうとする貴社の悪意さえ感じさせるもので、貴社のこれら一連の姿勢は、自分と同じ被害にあう人を二度と出さないでほしい、という被害者感情を踏みにじる、暴力行為等の被害者への侮辱行為と言わざるをえません。そして、このことへの反省や謝罪の弁を貴社がこれまで一度も発していないと言ふ事実に対して、私は言葉にできない怒りとともに、体面維持のため被害者に泣き寝入りを強要する貴社のモラルハザードを感じています。

右に記した問題点と、先月28日付書留内容証明郵便による文書に記した問題点を踏まえて、以下の質問にお答え下さい。一、乗務員室部分の貫通路構造の欠陥をなくすための改造工事を（実施する意思があるかないか）実施するの考えはないのか、どちらですか。二、今回の回答書の68〜69行めに「現段階で改造の実施および期限の明確なお約束は困難」とありますが、ではいつになればこの確約ができるという事なのか。三、このようにして車両改造工事の実施を先送りし続けている間に、この欠陥構造を悪用した行為を原因とする何らかの危害へ迷惑喫煙による受動喫煙の強要も明白な健康への危害です。が利用者や遺族として社会に対して、貴社はどのような対応をなさるのか。貴社は、貴社のこれら一連の姿勢は、自分と同じ被害にあう人を二度と出さないでほしい、という被害者感情を踏みにじる、暴力行為等の被害者への侮辱行為と言わざるをえません。そして、このことへの反省や謝罪の弁を貴社がこれまで一度も発していないと言ふ事実に対して、私は言葉にできない怒りとともに、体面維持のため被害者に泣き寝入りを強要する貴社のモラルハザードを感じています。

